

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日とときは、
の翌日)

昭和四十三年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十一号

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十八号。以下「法律第四十八号」という。）附則第二条又は附則第五条の規定により年額を改定すべき恩給（以下次条及び第三条において「改定すべき恩給」という。）で、知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行)

第二条 改定すべき恩給で昭和四十三年九月三十日以前の日付のある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

(証書の発行)

第三条 改定すべき恩給で昭和四十三年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第四条 法律第四十八号の施行に伴い改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）及び鳥取県恩給給与細則（昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号）の定める例による。

附 則

目 次

- ◇規 則 恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則
- ◇告 示 鳥取県工業統計調査の実施
救急診療所の指定
保安林予定森林にする旨の通知
土地の用途廃止
派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇公 告 高圧ガス販売主任者試験の実施

規 則

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年十月一日から適用する。

恩給の年額の昭和四十三年改定に関する条例の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十三年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十二号

恩給の年額の昭和四十三年改定に関する条例の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給の年額の昭和四十三年改定に関する条例（昭和四十三年十月鳥取県条例第三十三号。以下「条例第三十三号」という。）第一条又は第二条第三項の規定により年額を改定すべき恩給（以下次条及び第三条において「改定すべき恩給」という。）の改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行)

第二条 改定すべき恩給で昭和四十三年九月三十日以前の日付のある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

(証書の発行)

第三条 改定すべき恩給で昭和四十三年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第四条 条例第三十三号の施行に伴い改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十四号）の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年十月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第七百五十六号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、昭和四十三年鳥取県工業統計調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年鳥取県工業統計調査要綱

一 調査の目的

この調査は、県内の製造業の有形固定資産及び県際流通関係の実態を把握し、企業対策及び県行政諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、昭和二十六年統計委員会告示第六号（統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令第二条の規定に基づく産業分類の名称及び分類表について）による大分類F製造業に属する事業所で、通商産業大臣が行なう工業統計調査の対象となるものうち、従業者が四人以上であるものについて行なう。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

1 従業者が四人から十九人までの事業所については、次のとおりとする。

- (1) 事業所名
- (2) 事業所の所在地
- (3) 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の額
- (4) 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減

2 従業者二十人以上の事業所については、次のとおりとする。

- (1) 事業所名
- (2) 事業所の所在地
- (3) 従業者数
- (4) 製造品名
- (5) 製造品の出荷額並びに出荷先都道府県名及び出荷額の割合
- (6) 加工品名
- (7) 加工賃収入額並びに委託先都道府県名及び受託額の割合
- (8) 原材料品名
- (9) 原材料の購入額並びに購入先都道府県名及び購入額の割合

四 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、昭和四十三年一月一日から昭和四十三年十二月三十一日までとする。

五 調査の実施期日

この調査の実施期日は、昭和四十三年十二月三十一日現在とする。

六 調査の方法

この調査は、通商産業大臣が行なう工業統計調査に付帯して行なうものとし、調査員が配付する調査票に申告者が所定事項を記入する方法で行なう。

七 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、調査対象の所在する市町村の長を経由して昭和四十四年二月末日までに知事に提出する。

八 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後公表する。

鳥取県告示第七百五十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急診療所を次のとおり定めたので、同省令第二条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市田島九〇の二 星 野 医 院

鳥取県告示第七百五十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字菅沢字川東山三六六の一、三六七、字内井ヶ瀬川向山八一七の一から八一七の六まで、八一七の一〇から八一七の一五まで、八一七の一七、八一七の二一

(一) 指定の目的

水源のかん養

(二) 指定の目的

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字菅沢字塔田奥九一の一、字川西山一一〇の一、一一〇の二、一一二の一、一一二の二、一一二の四、字深田林四六七、字秋原山五五六の一から五五六の六まで、五五六の八、五五六

の九

(一) 指定の目的

水源のかん養

(二) 指定の目的

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字菅沢字落岩山一一二一、一一二二、字家ノ奥谷山一一二五、字反田林一一二六、字金屋谷下モノ切一一二九、字林ヶ谷山一一三〇の一、一一三〇の二、字大上ミ家ノ上へ一一三一、字林ヶ谷小沢山一一三二の一、字堂ノ上へ一一九二、字源蔵下モノ谷一一九四、字森山一一九五、字鐘床ノ上へ一二一七の二、字寺床一二一九の一、一二二〇の三から一二二〇の九まで、一二二〇の一五から一二二〇の四四まで

(一) 指定の目的

水源のかん養

(二) 指定の目的

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬい。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

- (一) 日野郡日南町大字印賀字立石山五九〇の九から五九〇の一まで、五九〇の一四から五九〇の四四まで、大字菅沢字八上ミ谷山五六六、字徳四郎家ノ上エ五六八、五六九、字権現谷五七〇の一、五七二の一、五七二、五七三の一、字山根家ノ上、一四三四、一四三五、字御崎谷一四三八、一四三九の一、一四三九の二、一四四〇の一、一四四〇の二、字中村林一九七二の一、一九七二の二、字向ノ谷一九七七、一九七八、一九七九の一、一九七九の二、一九八一、一九八二、字秋原林二〇九三の五から二〇九三の七まで、二〇九三の一から二〇九三の一三まで、二〇九三の一六から二〇九三の四四まで、字呼子山二〇九七の二から二〇九七の二四まで、二二〇三の一、二二〇三の一四から二二〇三の三七まで、二二〇四の一から二二〇四の一三まで

(一) 指定の目的

水源のかん養

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬい。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

五 保安林予定森林の所在場所

- (一) 日野郡日南町大字佐木谷字本谷奥山四九二、字左リ滝山七四二の一、七四二の二、七四三、字右滝奥山七四四、字高日向ヨリ右滝山七四五の一から七四五の五まで、七四六の一、七四六の二、字岩平山七六六、字岩平右山七六七の一、七六七の二、字鉄クソ谷山七七八の一、字打道山七六九の一、七七〇、字糖頭下哲山九三五、九三六、字上ミ折口山九三七、字河原ノ上手山九三八から九四〇まで、字嬬松ノ下モ九四一、九四二、字嬬松家ノ上手山九六九から九七一まで、字嬬松家ノ上手九七二、九七四、字小長塔山九九五、九九七、字大長塔山一〇〇三、字石仏山一〇〇四、一〇〇五、字タワ塔山一〇〇六、字峠山一〇〇七の一、一〇〇七の三、一〇〇八、字沢田ヶ塔山一〇〇九、字沢田ヶ塔ヨリ本床山一〇一〇、字桜床山一〇二九、一〇三〇、字河原向山一〇三一、字蛇ノボラズ山一〇三二から一〇三六まで、字焼鐘床山一〇三七から一〇三九まで、字焼鐘谷左リコトイノクソ山一〇四一、一〇四二、字焼鐘本谷奥山一〇四三から一〇四五まで、字焼鐘奥右ノ谷左平山一〇四六、一〇四七、字焼鐘奥右ノ谷平山一〇四八、字六ヶ峠山一〇四九、一〇五〇

、大字福寿実字虫尾山一三四五の三、一三四五の五から一三四五の一三まで、一三四五の一六、一三四五の一七、一三四五の四四から一三四五の五九まで、一三四五の六一から一三四五の六五まで、一三四五の六八、大字宝谷字東阿太上一四三五の一、一四三五の四、一四三七の一、一四三七の二、一四三七の一四から一四三七の一八まで、一四三八、一四三九の一から一四三九の三まで、字西阿太上一五〇二から一五〇七まで

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

六 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字福寿実字隠地山六七九の一、六七九の二、六八〇、字地輪ヶ塔六八一、字上細越六八二、字下モ細越六八三、字ウ子横手道下タ六八四、字ウ子横手道上エ六八五、大字折渡字鎧淵山一二〇三、字上ミ川東山一二五三の一、一二五三の二、一二五四の一、一二五四の二、大字下阿尾縁字笹ノ子原ノ向一四四九、字釜ヶ塔一五八五、字菅ヶ谷一五八七、字安右衛門山一五八八、字猿ヶ口

山一七〇九の一、字瀧ノ谷第一一七二〇、字瀧ノ谷第二一七二二の二、字小松山一七二三、字藤舞山一七二四の一、一七二四の二、字足渡世山一四二八

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

七 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字折渡字坂原山三六〇の七、三六〇の一〇から三六〇の一二まで、三六〇の一五から三六〇の一九まで、三六〇の二三、三六一の一から三六一の一三まで、三六一の一五、三六一の一から三六二の八まで、三六二の一〇、三六二の一五、字掛橋山五六七の一から五六七の七まで、字梅ノ木ノ向六〇五、字荒田林六〇六、字奥栗谷六一五の一から六一五の二三まで、字石田林六四〇、字樋ヶ塔山六四一、字東ヶ谷山六五四、六五五、字家ノ上エ林六五六、六五八の一、六五八の二、六五九、六六一の二、六六一の三、字奥栗谷山六五七、字梅ヶ谷山七〇九から七一まで、字勘兵衛山

- 七二二の一、七二二の二、字重兵衛山七二三、字庄五郎山七六六の一、七六六の二、七六七の一、八三五の二から八三五の七まで、八三六、八三七、八三八の一から八三八の八まで、字奥粟谷八三四、字下モ川西山九一三、九一四、大字下阿毘縁字立岩山一七二〇の一、一七二〇の二、大字印賀字池樋ヶ谷一八八〇の一、一八八〇の二、字焼ヶ山谷一八八一、字高入山一九一八

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のおりとする。

八 (一) 保安林子定森林の所在場所

- 日野郡日南町大字下阿毘縁字刻内一七二二の一、字鑑谷一七二四、一七二五、字割谷一七三四の一、字大塔一七三五の一、字井手ノ谷一七三六

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

九 (一) 保安林子定森林の所在場所

- 日野郡日南町大字下阿毘縁字野コロ田右草山二一五七の一から二一五七の一三まで、字野コロ田草山二一五九、字日向林二一六〇、字常治郎山二一六三、字表山二一六四、字伝右衛門山二一六五、字阿古山二一七四の一から二一七四の四まで、字野コロ田川向二一七五の一から二一七五の四まで

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のおりとする。

十 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字下阿毘縁字下鐘谷陰地山一七五八の一、字安右衛門谷尻山一七六四、字熊岩谷山一八〇六の一から一八〇六の四まで、一八〇六の六から一八〇六の二八まで

(一) 指定の目的

水源のかん養

(二) 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字阿毘縁字日向悪道山二九一六の一、二九一六の二、二九一六の五、二九一六の六、二九一七、二九一八、字高橋山二九五六の二、二九五六の三、二九五六の一六から二九五六の二八まで、字宮ノ上エ二九五八の五から二九五八の一八まで、二九五八の二〇から二九五八の三四まで、二九五八の四三から二九五八の五三まで、字ヤキガ谷二九五九

(一) 指定の目的

水源のかん養

(二) 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

十二 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字阿毘縁字緑屋万才川西山一七六八の一、一七六八の二、字縁屋彦塔一七六九の一、一七六九の二、一七七〇、字縁屋頭無シ一七七一、字奥縁屋一七七二、字縁谷悪谷一七七三の一、一七七三の二、字縁屋上ミ塚丸谷一七七四、字縁屋下モ塚丸谷一七七五の一、一七七五の二、字縁屋藤吉山一七七八、字縁屋才ノ峠一七八四の一、一七八五

(一) 指定の目的

水源のかん養

(二) 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

十三 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字阿毘緑字宮ノ谷山六二の三、六三、大字下阿毘

縁字中谷七七七の四から七七七の三七まで、七七七の四四、七七七の四五、七七七の四七、七七七の四八、七七七の五一から七七七の六五まで、字小屋床山七四八、字金井谷山七四九、字滝ノ上山七五〇

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として、伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

十四 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字笠木字拾歩一山三〇七五、三〇七六、三〇七八の三、字ソバ山ヶ谷三〇九三から三〇九六まで、字小笹奥三〇九七の一、三〇九七の二、字平田山三一〇九、三一一〇、字小屋ノ谷三一一一、字榎林三一一二の一から三一一二の三まで、字尻無三一七五、三一七五の第一、三一七六から三一七八まで

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

十五 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字萩原字大峠山二四〇の一、字大ズリ七九八の一、七九八の三、字滝谷下モ平ラ一〇六五、大字河上字芋畑山一三〇五、一三〇六、一三〇七の一、一三〇七の二、一三〇八、大字上萩山字栢ノ谷一七三三の第一、一七三三の一から一七三三の三まで、一七三四、字滑鉄山所一七三五の九二から一七三五の一〇四まで、一七三九の次一から一七三九の次三まで、一七三九の七から一七三九の一〇まで、一七四九の一、一七四九の一三から一七四九の二三まで、字鷹ノ巣山一七六七、一七六八の一、字家ノ空山一八二四の一、一八二四の二、一八二五、字峠山一八二六、一八二七、字陰地山一九三五の一、一九三六、字土橋山一九三九の一、一九三九の二、一九四〇、一九四一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

十六 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字上萩山字新田山四八六の第四、四八六の四九から四八六の五四まで、四八六の五六から四八六の六六まで、四八六の六八、四八六の六九、四八六の七四

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として、伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

十七 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字新屋字野組一八四五の五

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十八 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字福万来字野路山西五九の一、五九の二、字野路山八六、八七、字砂子田山六四二、字上ミ大谷山六四五、六四六、字紺屋山六四七、六四八、字弥助原山六四九、六五〇、字大谷頭六五一、六五二、字西平草覆六五三から六五五まで、字熊多羅山六五六の一、六五六の二、六五八の一、六五九の一から六五九の八まで

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百五十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十一月九日から用途廃止した。

昭和四十三年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積(平方メートル)	用途
倉吉市上余戸字小瀬ヶ谷四三〇番地先	一一・九九	道路敷
字空大谷四二八番地先から 四一七番地先まで	三四五・一五	"
四二九番地先	四・四八	水路敷
四二九番地先から 四二八番地先まで	六・六五	"
四二七番地先から 四二四番地先まで	二二・六八	"
四二四番地先から 四二三番地先まで	九一・一六	"
四二七番地先	〇・八七	"

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十一月十五日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 藏

鳥取県公安委員会規則第十号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県岩井警察署の項中

福部村	福部村大字海士	福部村
福部村海士	福部村大字海士	福部村のうち 大字海士、岩戸、細川、 栗谷、左近、久志羅、中、 蔵見、南田、八重原、 箭溪、高江
" 砂丘	" 湯山	" 大字湯山

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和43年度の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和43年11月15日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	試験の時間
第二種販売主任者免状に係る試験	高圧ガスの取締りに関する法令	9時30分から11時まで
	液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	11時10分から12時40分まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和43年12月8日（日曜日）

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験の手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県LPガス協会に備えつけてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。

この場合、消印しないこと。

5 受験願書の提出期間

昭和43年11月18日から昭和43年11月25日まで

6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。